法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-08

サステイナブル福祉システムの可能性と倫理的内包 ： J・ハーバーマスを手懸りとして

CHOI, Seonho / 崔, 先鎬

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法学志林 / 法学志林
(巻 / Volume)
108
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
111
(終了ページ / End Page)
125
(発行年 / Year)
2011-03-10
(URL)
https://doi.org/10.15002/00007201

Hosei University Repository

サステイナブル福祉システムの可能性と倫理的内包

——J・ハーバーマスを手懸りとして——

崔　先鎬

1. はじめに：福祉国家の可能性と担い手をめぐる問題—公共性要件

近代化（modernization）以降の国民国家（nation-state）体制においては、法制度、政治制度および宗教の社会理念化、そして、さらに旧東側諸国を除いて、資本主義的経済システムが諸個人と諸利益集団を統合するとともに、社会の組織化の中心としての役割を果たしながら、国民中心の社会体系による統合（unification）を現実化した。しかし、世界大戦後のイデオロギー的対立と体制競争の終結とともに登場したグローバリゼーションによって、より経済システムの役割が極大化した現代に於いては、各国家の権限が相対的縮小を余儀なくされ、これまで国民国家共同体内部に於いて成立してきた制度的伝統と福祉システムの原理的不均衡にまで繋がる様相を呈し始めていると考えられる。しばしばアメリカ化と同義であるされるグローバリゼーションや新自由主義的傾向の受け入れを開始しはじめた日本においても、先進諸国における資本主義システムから生じる制度的デメリットを補完してきた福祉国家とい

Hosei University Repository

う役割の後退が見込まれるような現況からは、国や地域を超えたサステイナビリティという概念が適用されるべきものとなってきたのである。

グローバリゼーションという概念の到来に先駆けて、一九八九年にはJ・ハーバーマス（Jürgen Habermas, 1929〜）は、ある経済的動体が「国民国家単位の政治システムとの連動から解き放たれた経済システムを、さまざまな社会統合的サブ・システムによる制限から解き放つだけでなく、そのシステム統合的課題を解決すると同時に社会統合への一つの寄与を供給させることになる」と早くも予測し、積極的発言を行っている。彼の経済を社会統合の重要手段としてみなすという見方においては、経済的交換を行うための場が福祉システムの統合をも達成するためのものとして存在するだけでなく、各国家間における市民的交流の活性化と正義の実現のための場として存在するとの視点から、新たに福祉国家論についての展望を提示したものと考えられる。彼は単に一国家内に限定される、ある意味幸福な福祉国家論を超克することを思惟しているのであり、彼が担い手としてより重要視していたのが、国家統治概念からは下位に位置する市民的コミュニティーであった。こうした点では、松下圭一（1929〜）が常に主唱してきた個人と国家をめぐる二つのあり方としての「国家統治」と「市民自治」をプロセス的に対置させ、市民自治を規範とすべきとする見方を想起させるものであると言えるかもしれない。J・ハーバーマスの意見に基づいてみるなら、各福祉国家における市民的なコミュニティーとは、その性質上の結合の形態にしたがって区別することができるだろう。まず、市民的コミュニティーを自律した人々の結合体であることを前提とした場合、その人々の公的な結合を原理とする統一体の目的を国家との共通利益である福祉を達成するための公共性を実現することであると考えていた。一方、これに対して市民的コミュニティーにおける私的な市民としての領域は、個々人の人間が単純に自由に交わることだけを条件として成立しうるものであり、その基盤においては個人の創造性に基づく人格を備えているものとみなされ

Hosei University Repository

る。これに関連づけて、H・アーレント（Hannah Arendt, 1906-1975）の公共性論理に基づいて説明するならば、私的な領域（An individual domain）に属するものである市民的コミュニティーが公的な現れ（the public phenomenon）に適合するように一つの形に転換され、社会正義（social justice）の達成に向けた連帯を具体的な目的意識（sense of purpose）とするものであり、こうした構想とも対比させることが可能であると考えられる。ここで求められている公共性が意味するのは、決して公共のために奉仕する、あるいは奉仕させられるということではなく、まずは市民としての包括的権利（the human rights）が見過ごされることがないということでもある。市民という側面から、社会的・経済的権利としての福祉などの分配の原理と方法が決定される必要性があると同時に、その実質的内容については妥協と説得を通した一定の合意を形成することが必要となってくるのである。公共性をめぐる論理においては、このようなものの他に広範囲な意味での自由の確保が前提とされるものと考えられる。J・ハーバーマスが挙げた「市民的公共性（＝Bürgerlich Öffentlichkeit、批判的公共性）における対話」と「討議を通じたコミュニケーション[1]」とは、市民社会の様々な価値的要求に対応しつつ、より大きな意味での国家との間で生じる対立的状況を解消することで融合の可能性を模索したものであると考えられるが、これは、対話と討議を条件とする公共性への合目的性を前提として成り立ったものであろう。

以上のような点で踏まえた視点を構成する「市民の存在」と「公共性」を要件とし、福祉という政策の国家的運営における合意の形成と合理的運営方法を形成する観念的側面について考えて行きたい。

Hosei University Repository

2．福祉国家の条件の実現のための認識および政策的体系

理念における福祉国家においては、市民社会の連帯が具体化され、物理的に現実化された道徳的な集約体であると考えられるべきであるが、現実的には国家による個々人への福祉の付与という形態を取り、実質的にはより広い範囲において個々人の安寧と自由を保障できる側面を理解する必要があろう。

まず、ここで、福祉国家論の形成において大きな役割を果たしたと見られるイギリスにおけるケインズ主義とベヴァリッジリポート（Beveridge Report）を踏まえつつ、これからの世界的規模で展開される高齢社会における新しい福祉国家像の構築について模索してみたい。福祉国家論の方法論的論議は様々な論点から照明をあてることが可能であろうが、最も代表的と考えられる論点とは、ケインズ主義（Keynesianism）の視座から見た福祉国家論とベヴァリジリポートの視座から見た福祉国家論が挙げられるだろう。まず、福祉国家論の第一の要素として挙げられているケインズ主義は、一九二九年の経済大恐慌と二つの世界大戦という資本主義国の歴史的経験の中で確立した。福祉国家におけるケインズ主義的な経済政策は、有効需要を創出し、積極財政によって経済危機を回避する管理システムとして機能させることで、完全雇用を実現するという社会統合的要素を内部に包含すると同時に、経済面で福祉国家を成立させ、福祉システムを政策として維持することに寄与した。大恐慌後の一九三〇年代には、その後の経済政策および社会政策によって経済システムに対する国家介入が一層強まっていくが、これを契機にケインズ主義の危機管理における有効性が検証され続けることになったと考えられている。以降の経済政策は、総力戦をもとに戦時統制経済の中に組み込まれていき、即ち戦時政治経済体制によって、社会全体規模の計画的管理体制へと転換していった。

Hosei University Repository

大戦中から終戦までの時期は、このケインズ主義の成立と漸次的確立によって福祉国家論に関する論議も共に活性化した時期であった。福祉国家の役割とは、ケインズ主義的視点に立てば、市場への介入と規制を強化することに限定されるものであろうが、このモデルの中では、経済システムが社会システムにおける中枢的な位置を占めており、社会システム統合は、経済システムの統合を通して達成できるものと考えられたのである。

また、第二次世界大戦中に社会保険や年金などの社会保障制度の整備を提言したベヴァリッジリポートは、より社会福祉を具体的に概念化し、「ゆりかごから墓場まで（From the cradle to the grave）」というイギリスの社会保障制度の根幹となったという点で大きな意義を持つものである。第二次世界大戦終結以降の時期は、既存のケインズ主義的観点にベヴァリジ主義的観点が加わり、福祉国家をめぐる議論が一層拡大した時期としての意味を有していると考えられる。社会における制度的保障をとおして経済的有効需要を創出するなどの方法で、社会システムおよび経済システムを統合しつつ、主として国民国家の統合システムを維持するための装置としての役割を兼ねるものと評価することができる。ケインズ主義的経済政策は、直接には社会統合のための装置と考えた場合、社会的・経済的危機を管理する防御的一手段としての福祉国家論における社会的側面を代表するものとみなされるだろう。ベヴァリジ主義的社会政策の実現にあたっては、ケインズ主義の経済的危機管理における実績と共に、福祉国家という全社会的規模における潜在的管理能力が検証されたと考えられるべきであろう。既存のケインズ主義の経済的危機管理能力によって、ベヴァリジ主義的な社会保障政策は、その財政的基盤を獲得することができ、かつ国民国家における統合的管理能力によってベヴァリジ主義の政策実行可能性は開かれたものと考えられる。いわゆる「福祉国家の危機」を迎えるまで、既存のケインズ主義に加えて、ベヴァリジ主義という方法論によって支えられていたものである。戦後の混乱の時期に於いて社会的統合を確保し、かつ政治と経済における管理システムが安定的に獲得できたのは、このケイン

Hosei University Repository

ズ主義とベヴァリジ主義の均衡によるものであろう。

本来福祉国家とは、富の配分（Distribution of wealth）により雇用を創出し、多数の人々を経済活動に参加させると同時に、制度的かつ社会的保障と不可欠な関係にあると考えられる。このような福祉国家に属している市民的なコミュニティーは、政府を頂点とする政治的秩序に対して十分な理解を示しながら、これを尊重する傾向を保つものとみなすことができる。福祉の運営を国家の主たる役目と見た場合、社会保障だけにとどまらず、雇用の確保を市民の基本的権利として認め、国家における政治・経済システムを支える根本的な前提条件として想定することを役目としつつ、ここから国家の存在意義を見出す立場は妥当性を有していると考えられるだろう。これについては多様な解釈がありうるが、福祉国家とは、さしあたり社会保障を不可欠の一環として定着させる現代的市民コミュニティーないし現代的国民国家体制を意味するという定義、すなわち福祉国家とは、人々の社会的・政治的・経済的な権利の確立を中核として形成され、同じコミュニティー内に属している人々を、広い意味での同一の社会保障制度を構成する要素と判断し、現代の経済的資本主義に特徴的な社会と政治と経済との関係を表現する用語として理解できるのである。このような定義は、第二次世界大戦中および戦争直後から現代の時代における人々の社会・政治的な平等化と民主化の推進による市民デモクラシーの飛躍的発展と戦後の国際関係における冷戦の展開とその崩壊など、政治的に制度化された社会階層の協調によって、国家における福祉的生産性の上昇によって可能であったものと考えられる。

これには、社会・政治的な発展に伴う政治的プロセスの理解と共に、近代化過程における経済政策形成の背景などが密接に関連していると考えられる。国家と社会との関係を前提にした制度的アプローチは、国民国家における社会と経済的な構造に内在する人々の形態、すなわち社会構成員の市民的組織化と産業システムの構築による経済的資本の蓄積、そして国民国家の行政と立法、司法を遂行する機構としての国家装置の編成が必要である。このような点に

Hosei University Repository

加えて、現代におけるグローバリゼーションを考慮した場合、国際的経済システムにおける各国民国家間の地位と国際政治システムの組織、すなわち、国際ネットワークが必要となってくるのであろう。国家を、福祉を行うための主役として設定し、議会決定による政治的判断と多元的社会への介入のための国家理性を前提に、各国家間における国際法の見直しと再編成、さらに福祉国家システムの実質的側面と経済的体制の総体的判断および運営には知的かつ政治的・道徳的な判断によって分析を行わなければいけないものと考えられる。

3. サステイナブル福祉システム構築における道徳的な責任について

先進諸国における各福祉国家の諸形態は、国際条約の批准によって発効した分野は共通の体制を取っているが、社会制度上の法的効果が国内に限定されるため、各国民国家内部で完結している。福祉国家という基本的理念は維持されながらも、まずは雇用が充足した状態でなければ、再配分のための資力を準備することができないために、福祉国家としての経営は不健全なものとなってしまうのである。財政の健全化を堅持するためには、国内経済ばかりでなく、世界経済の動向を把握した上での経済政策の立案が見込まれるのであり、国民経済と国民国家を形成する中核である国民的統合体（Nation）の地位を重視する形で行われる必要がある。社会経済的構造は、市民と社会との諸関係によって内的編成を行い、国家を媒介として制度化されるため、各国家と市民との関係は福祉政策を決定するために重要な役割を果たし、この関係の中から福祉の制度的内容並びに範囲が決定するものと考えられる。

一方、同時に、社会による福祉が多方面で徹底的におしすすめられた場合、その社会的帰結として共同体の解体を招来することが危惧されるという見方がある。国家伝統的な生産方法、並びに生産様式の革新による職業共同体や血

Hosei University Repository

縁関係の解体などによる多くの社会的領域が空洞化し、またも人間の基本的生存条件の確保が難しくなってしまうであろうというのである。したがってそこからは、福祉国家とは、社会階層間の固定化を促進する要因を排除し、本質的な安寧を保障するものでなければいけないという考えが生じる。すなわち、福祉国家は、社会共同体の成員の物質的な側面を保障するだけでなく、人々の生存のために必要な機能的調整と規制、そして社会秩序に関わる条件の整備と管理体制を構築していく必要があるというものである。しかしながら、こうした観測は、国家を国民的統合体を管理する主体として、国民的統合体は国家に管理される客体として捉える傾向を持っているように思われる。主体はあくまでも国民的統合体の側であり、国家に福祉サービスの運営を負託しているに過ぎないのである。国民的統合体を構成する個々人、もしくは共同体は、国家に必要以上の法的な拘束を受けない、主体的で自律的存在でもあることは常に考慮される必要があるだろう。

そこで、福祉国家の運営に関わる理念的問題として、主体としての個々人の人間自身に関わるものが浮上する。国家と社会を大きな有機体として判断した場合、直観的に、福祉国家における個々人とは、制度的運営の主体であると同時に、一般他者に対する扶養（sustain）という道義的（on principle）かつ道徳的（an ethical）な責任があると考えられるのである。この道義的かつ道徳的責任に関わる規範は、人道的責任意識によるものであると同時に、人々に一定の基準を示すことによって社会的な規範性の可能性をも提示するものと判断することができる。道徳的側面の福祉への適用が、福祉を行う根本的意義を最も充足させながら実現するものと見なした場合、道徳的行為の本質は、それによる行動様式により決定される意味を賦与されるものであろう。道徳的行為の当為的な必要性によって人々が行動しなければ、当然道徳規則に反することだが、このような道徳的規則は、道徳的行為がどこまで容認できるかの限界を設定する意味を兼ねており、また望ましい行為を明確にすることも可能であろう。J・ハーバーマスは、道徳

Hosei University Repository

的原理に関わる普遍性の論理について、「『普遍的な一致の基盤となるような道徳が必要とするのは、すべての人間の決定にあたって争いもなく、また首尾一貫性を失わせることもなく、その決定を規定しうるような、実質的な（materiell）道徳原理から直接的に道徳的義務が導きだされることである』」と強調しつつ、「『理想的な役割受任（ideale Rollenübernahme）』こそ実践的決断にあたっての『適切な手続き』である」[2]と、多くパース（Charles Sanders Peirce, 1839-1914）やミード（George Herbert Mead, 1863-1931）らによるプラグマティズム論を取り入れながら主張している。また、彼は「道徳的普遍主義を擁護することに成功したとしても、まだその先の困難な問題が残っている……自律性ということは、道徳的な立論の形式はそれ以外のすべての立論の形式と異なっているということである。事実の確定や説明、評価、表現の解明、無意識的動機の究明その他どういったものであれ、こうしたものにかかわるときの立論と形式と、道徳的な立論の形式とは異なるということである。実践的なディスクルスにおいて問題となるのは、肯定された事柄（Propositionen）の真理性でもなければ評価の適切性でもないし、構成の見事さでも、また自己表出の真実性でもない。問題になっているのは、行為と行為範囲の正当性のみなのである。『問題は、それは道徳的に正しいのか？ということである』[3]」と、個人の規範範囲についての正当性の確保の困難な側面についても言及した。彼は「自己の発言の妥当性を主張するにあたって、事実肯定的な真理（propositionale Wahrheit）の基準にではなく、規範的正当性の基準に訴えるということである。[4]」と個人における規範意識の限界について指摘している。

それでは、個人における道徳意識の限界を認識しながら、社会全体および国家全体における道徳意識に基づいた普遍的意味での福祉制度を構築していくために考えられるものとは何だろうか。個人としての人間が有する基本的な人道的責任とは、この個人が属する社会共同体も道徳的主体であるため、社会的責任の領域を社会全体における制度と

Hosei University Repository

しての福祉へと、社会的責任の側面を社会構成員全体に意識化させる装置でもあろう。この制度としての福祉の中に内在する価値は、制度を保有する共同体全体の価値でもある。福祉制度という社会全体的な取り組みは、プラトン的な社会正義の意味として使われ、道徳的に正しく、善い行為全般における制度的枠組みと判断することができる。J・ハーバーマスは、道徳の普遍化の原則について、「けっして、道徳的規範が無条件の普遍的な当為文の形式を持たねばならないという要求に尽きるわけではない。規範的文が特定のグループや個人への関心を禁ずる文法的形式を備えるからといって、それは正当な道徳的命令たることの十分な条件とは言えないのである。なぜなら、われわれは明らかに反道徳的（unmoralisch）命令にもこのような形式を与えることが出来るからである。他方でこのような要求は、つぎの点からも狭すぎると言いうるであろう。すなわち、その妥当領域が社会的、空間的に特殊化されているような非道徳的（nicht-moralisch）行為規範についても、それを実践的ディスクルスの対象となしうるし、一般化の可能性をテストすることは有意味でありうるからである。」[5]と主張している。このような意見を参考にしてみる限りでは、社会全体における「善」と「正」としての普遍的な正義の概念は、福祉との関係を通して一貫的制度として社会に表れるものだろうが、必ずしも同等の関係性を有する原理として作用するものではないと考えられる。このような社会的な正義観によって福祉の権益範囲を拡大させることもあり、逆に縮小させてしまうこともあろう。社会における分配という側面を考慮した場合、また福祉の分配にはある者に対する福祉が減少した分あるものの福祉が増大するという側面を考慮した場合、福祉における倫理と正義に関わる概念およびその分配に関わる側面について明確に解明する必要があると考えられる。

Hosei University Repository

4．結論：市民的コミュニティーにおける平等と再配分の課題

―現代における自由主義（Liberalism）と多元主義（Social Pluralism）の受容過程から見たサステイナブルな福祉論

近代以降の社会共同体における共通目的を措定するうえで、最も重要とされたものが構成員たちの生活における安寧（the peace）と福祉（the welfare）の確保であったと考えられる。この意味では、あらゆる近代的国民国家は、エスピン・アンデルセン（Gøsta Esping-Andersen, 1947～）が類型化したように、その原理的な側面から判断した場合、福祉国家としては形態を異にしながらも存続し続けていることになる。グローバリズムに適応するためには、企業の競争力の高さが求められるが、それは概して雇用の流動性が高いことと結びついていると考えられている。さらにアンデルセンの提示したモデルのひとつである、雇用の流動性の高くない、職業と福利厚生が一体化した大陸ヨーロッパのドイツに代表される「保守主義的福祉レジーム」では、グローバリズムとの協調は難しくなる。日本も労働市場や景気対策などの側面からは、この保守主義的福祉レジームに重なり、現在までの日本が、同様に雇用関係と福祉が密接な関連を持ってきたことを考慮すれば、グローバリズムに適応することは、日本型経済システムの修正が施され、結果として一部への大きな痛みを伴わざるを得ないのである。そして、その一部に対するしわ寄せが放擲されれば、そこに正義を見て取ることはできない。

正義の原理は単純な意味での平等の意味にとどまらず、社会的不平等を前提として含むものである。社会的不平等は、合法的な経済取引で生じた富の分配の過程から発生するものと判断され、如何なる形式でその過程における配分の均衡を維持できるかは社会正義に関わるものとして重視されなければならないであろう。道徳的、かつ人道的次元

Hosei University Repository

での社会的な責任意識は、社会共同体を超越して拡張できるとしても、社会正義と階層間の平等と再配分の問題に生じる限界は回避できないと考えられる。このような正義と平等、そして再配分の原理は各国家間、各社会共同体間においても道義的責任が存在し、大きな影響関係をもたらすと同時に、道徳的、かつ道義的な義務によって、直接に人道主義や正義といった一般論に基づいて実践的行動へと働きかける必要性があるだろう。例えば、国際援助や公正な貿易などは、文書化された規制によるものではなく、道徳的・道義的枠組みとして実践可能なものであるのではないだろうか。こうした問題は、相対的な立場を反映すると同時に、自己と他者がともに安寧を獲得できる人道的な見地における共同の福祉の確保と公的自由の獲得に繋がるものと考えられるのである。

確かに、国民国家体制を前提にした一国中心の伝統的福祉国家論に於いて、ケインズ主義は、経済的危機管理を通して社会的統合を実現したのに対して、ベヴァリッジ主義は、社会的危機管理を通して政治的統合を実現したともいえよう。ケインズ主義とベヴァリジ主義の均衡による福祉国家論は、社会的統合並びに危機管理のための方法論としての役割を果たしてきた。これによって多くの資本主義国家は戦後の高速経済成長を経験することができ、物質的に豊かな社会を実現することができたのである。だが一方で、自由で多元的な方向性の政治経済システムは、むしろ資本と富の異常ともいえる集中現象ばかりでなく政治的イデオロギー競争の背景を提供し、利害関係の冷戦的対立を招いたものとも判断することができる。結果的にこのような体制競争の終焉は、自由主義および多元主義を経済システムと政治システムおける主要な原理として福祉国家が存立していたということに依拠しているが、福祉国家の危機管理能力の極大化とも無関係ではなかったものと考えられる。しかしながら今日、経済のグローバル化に伴う新自由主義（Neo-Liberalism）の台頭によって、ＥＵ内先進国等の自由主義（Social Liberalism）的な福祉モデルさえも危惧されるところとなりつつある。これまで現代における自由主義の段階における資本主義の枠内で考えられてきた福

Hosei University Repository

祉モデルの中では、経済システムは国家から総体的に自立し、むしろ従来の国民的共同体に基盤を置く国民国家がそこに依存するために、国家による積極的な支えが必要とみる考え方が重要な争点になってきている。

『自由論（Two Concepts of Liberty）』で有名な20世紀の政治理論家のアイザイア・バーリン（Sir Isaiah Berlin, 1909-1997）は、社会性に基づく個人の自由について、ポジティブな自由（＝積極的自由、Positive Liberty）とネガティブな自由（＝消極的自由、Negative Liberty）と区別しつつ、自律的な行為主体である個々人が私的欲望を控えた形態の理性的な判断による道徳的行動は、社会的な善に繋がると判断していた。ここで述べられている道義に基づく福祉とは、人間の本性における善き生き方への構想を反映するものであると同時に、合理性に先行する道徳性が個人における自由の範疇を決めるので、社会の諸構成員の理性的合意による合理性の範囲内に想定する必要があろう。

このように、正義の原理は平等の原理だけにとどまらず、理性的合意の原理であると判断した場合、普遍的な道徳と価値体系の一部として、他人を尊重することをより公正な形態として考えようとする試みから、人権の観念に基づく「福祉」は始まるのであると考えられる。すなわち、これは、個人の生き方の多様性を積極的に認める制度上の保障的な装置の一部としても判断することができる。

現実世界におけるサステイナビリティという側面から接近した実際のさまざまな福祉制度の導入や改革と結実について研究し、具体的政策および制度に関する考察を加えていくためには、基本的な福祉国家論がこのような経済的・政治的方法論として獲得し得たものであることを承知した上で、人々の福祉を増大させるところとなったという背景に関する理解が必要であろう。多くの国々が民主化されて行くなか、様々な希望を持って福祉制度が進められているが、現在のグローバリゼーションと自由経済の加速化が、経済危機並びに失業率の増大を招いたことによって民間自由参加と自由競争の美名の下に市場第一主義へと方向性が変化し、より社会的格差を広げる原因として浮上したまま、

Hosei University Repository

当初進められてきた総合的福祉政策を前提とした健康保険制度および社会保障制度は、後退を余儀なくされている。そうした現実を考えた場合、今後はこのような問題意識を、福祉制度の素材として適応し、根本的に「新たな道義」といった側面から見直して行く具体的な方法論について検証して行くことが大変重要であろう。

(1) J・ハーバーマス (Jürgen Habermas) 著・三島憲一　外訳『道徳意識とコミュニケーション行為 (Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln)』、東京、岩波書店、一九九一年七月参照

(2) J・ハーバーマス著、三島憲一・中野敏男・気前利秋訳『道徳意識とコミュニケーション行為』、東京、岩波書店、一九九一年七月、六二頁

(3) 前掲書、六三頁

(4) 前掲書、六三頁

(5) 前掲書、一〇五―一〇六頁

―主要参考文献―

朝倉輝一『討議倫理学の意義と可能性』、東京、法政大学出版局、二〇〇四年二月

石田雄『平和・人権・福祉の政治学』、東京、明石書店、一九九〇年五月

内村博信『討議と人権―ハーバーマスの討議理論における正当性の問題―』、東京、未来社、二〇〇九年一一月

金田耕一『現代福祉国家と自由』、東京、二〇〇〇年九月

近藤康史『個人の連帯―『第三の道』以後の社会民主主義』、二〇〇八年一月

G・ミュルダール (Gunnar Myrdal) 著、北川一雄訳『福祉国家を越えて―福祉国家での経済計画とその国際的意味関係―』、(Beyond the Welfare State)、東京、ダイヤモンド社、一九七〇年二月

John Rawls (1973), "A theory of justice", London, Oxford University Press

武川正吾著『社会政策のなかの現代―福祉国家と福祉社会―』、東京、東京大学出版会、一九九九年一一月

田口富久治編『ケインズ主義的福祉国家』、東京、青木書店、一九八九年四月

N・ルーマン（Niklas Luhmann）・徳安彰　訳『福祉国家における政治理論』，東京，勁草書房，二〇〇七年七月
ポールスピッカー（Paul Spicker）著・圓岡偉門　外訳『福祉国家の一般理論』，東京，勁草書房，二〇〇四年四月
Thomas Pogge; translated by Michelle Kosch (2007), "John Rawls: his life and theory of justice", London, Oxford University Press
International Journal of Japanese Sociology, Number 18 November 2009, "Special Issue-Social Change and Social Policy In East Asia", The Japan Sociological Society, Wiley Blackwell
ユ・ハーバーマス（Jürgen Habermas）著・川上倫逸　外訳『道徳意識とコミュニケーション行為（Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln）』，東京，岩波書店，一九九一年七月
渡辺雅男『市民社会と福祉国家』，京都，昭和堂，二〇〇七年四月

Hosei University Repository